

初期フランク王国におけるローマ人貴族

— まえがき

「初期フランク王国におけるローマ人貴族」という標題から、何よりもまず想起されるのは、古代末期よりフランク時代にかけてのガリアにおけるセナートル貴族の連続とその具体的在り方を見事に解明した、K・F・シュトレーカーの研究⁽¹⁾であろう。かれの研究が公刊されたから、すでに四半世紀に近い年月が経ているけれども、その間に、かれの研究に対する有力な批判は起こらなかったし、この問題にかかわるその後の諸研究は、なんらかの意味でかれの研究に立脚しているといってもよい。もっとも、この本格的な研究以前にも、シュトレーカー自身の小論⁽²⁾や、フランク王国におけるガロローマ人の

石 川 操

法的地位に関するH・ダンネンバウアーの研究⁽³⁾があり、また古くは、G・クルトの極めて実証的で寿命の長い研究⁽⁴⁾などもあって、さまざまなニュアンスの差はあれ、フランク王国支配下におけるローマ人の地位の総体的低下を主張していた古典学説⁽⁵⁾は、すでに色褪せた存在となっていた。そして、フランク時代の貴族の問題に関する最近の諸研究、たとえば、R・シュプランデル⁽⁶⁾やF・イルジグラール⁽⁷⁾のそれなどを見ても、フランク人貴族の問題については、両者の見解が大きく分かれながら、ローマ人貴族の問題については、両者ともシュトレーカーの研究を基本的に承認し、さしたる見解の差異は認められない⁽⁸⁾。

わが国においても、増田四郎氏は、古代より中世への

転換期の問題として、ローマ末期からフランク時代にかけたの、ガリアにおけるセナートル貴族の「転生」を、同時代の政治史的、社会経済史のおよび精神的諸問題とのかかわりにおいて、巨視的な視角から論じている。⁽¹⁰⁾

今野国雄氏も、このように古代末期のセナートル貴族から転生したメロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」の性格について詳細に論じているが、氏の場合には、六世紀に典型的に見られる自立性の低いむしろ不安定なこれら「聖界貴族」と、七世紀、とりわけ同世紀末葉以降に見られるという、王権から真に自立した中世的なフランク貴族層との対比という点に、力点がおかれている。

ともあれ、多くのことがなお不明でありしたがって争点の多いフランク人貴族の問題とは対照的に、ローマ人貴族についてかなり多くのことが明らかにされ、諸研究者の見解もほぼ一致しているのは、シュートレーカーの功績もさることながら、史料の存在状況というものが、大きな原因といえるであろう。すなわち、五世紀の著作家 Apollinaris Sidonius や Salvianus はもとより、六世紀の Venantius Fortunatus やトゥールの司教グレゴール、あるいはこの時代の聖者伝の作者にしても、かれらはす

べてローマ人であり、したがってかれらの叙述の対象も、当然のことながら、ローマ人の生活が中心となっている。また、フランク王権によって制定されたと見られる『サリー法典』や諸勅令 (Kapitularien) にしても、その規定内容が抽象的であって、フランク人貴族の具体像を示すものではないのである。⁽¹²⁾

本稿では、グレゴールの『フランク史』⁽¹³⁾とシュートレーカーをはじめとする諸研究者の研究成果に依拠しつつ、六世紀のフランク王国におけるローマ人貴族の有り方について、とくに、フランク王権との関係という点に注目しながら、考察を進めて行きたいと思う。こうした視角からの考察は、これまですでに多くの研究者によって行なわれていることであり、本稿での考察が、ことさらに新しい成果をもたらすものとは考えられないけれども、初期フランク王国における貴族支配という問題の解明を志す筆者にとっては、その一環として、やはり確認しておかなければならないいくつかの問題点があることも、また事実である。その際、貴族という概念をあらかじめ厳密に規定することなく、無原則に使用しているというそしりは免れないが、筆者がこの概念でもって何を理解

(21) 初期フランク王国におけるローマ人貴族

しやうとしていふかは、以下の考察の中から、自ずから明らかにならばよい。

- (1) Stroeker, K. F., Der senatorische Adel im spätantiken Gallien, Tübingen 1948.
- (2) ders., Die Senatoren bei Gregor von Tours, Klio, Bd. 34, 1942; wieder im: ders., Germanentum und Spätantike, Zürich-Stuttgart 1965, S. 192—206.
- (3) Dannenbauer, H., Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich, Die Welt als Geschichte, Bd. 61, 1941; wieder im: ders., Grundlagen der mittelalterlichen Welt. Skizzen und Studien, Stuttgart 1958, S. 94—120.
- (4) Kurth, G., Etudes franques, 2 Bde., Paris 1919.
- (5) Brunner, H., Deutsche Rechtsgeschichte Bd. 1, 2. Aufl., Leipzig 1906, S. 336 ff.
- (6) Sprandel, R., Der merowingische Adel und die östlich des Rheins (Forschungen zur oberheinische Landgeschichte, 5); ders., Struktur und Geschichte des merowingischen Adels, Historische Zeitschrift, Bd. 193, 1961, S. 33—71.
- (7) Irsigler, F., Untersuchungen zur Geschichte des frühfränkischen Adels. (Rheinisches Archiv 70), Bonn 1969.
- (8) 初期フランク王国貴族に関する研究史的展望について

は、石川操「法律史科より見た初期フランク王国貴族」、『青山経済論集』第二三巻第三号、一九七一年、一頁以下を参照。

- (9) Sprandel, Der merowingische Adel, S. 11 ff. Irsigler, a. a. O., S. 83 f.
- (10) 増田四郎「古代末期のガリア社会」、同『西洋封建社会成立期の研究』、東京一九五九年、八二頁—一〇九頁。
- (11) 今野国雄「メロヴィング時代のいわゆる『聖界貴族』について」、『一橋論叢』第五二巻第一号、一九六四年、一頁—二〇頁。
- (12) この点については、石川操、前掲論文九頁以下を参照。
- (13) 本稿の考察に用いた『モットー』等の刊本を使用した。Gregor von Tours, Zehn Bücher Geschichten. Auf Grund der Übersetzung W. Giesebrechts, neubearbeitet von R. Buchner, 2 Bde., (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe, Bd. 1 und 2), Berlin o. J. この史料の歴史的性情については、石川操「モットーの司教ベネクトルの『フランク史』について」、『青山経済論集』第二四巻第三号、一九七二年を参照。

二 フランク王権によるガリア支配の一般的状況

ゲルマン民族移動の過程で、ローマ人とゲルマン人の

接触が平和的に行なわれ、ゲルマン人のローマ帝国領への侵入が、ローマ人の社会に急激な変動をもたらすものではなく、旧秩序が長期にわたって温存されていたということは、すでに多くの研究者によって指摘されているところである。⁽¹⁾ フランク族の場合もちろん例外ではない。グレゴールが『フランク史』の中で、歴史叙述家 Sulpicius Alexander の言葉として引用しているところによれば、フランク人 Artbogast は、皇帝ヴァレンティニアヌス二世（四世紀末期）の下で奉仕し、帝国領ゲルマニアに侵入したフランク族の一派と戦って勝利をおさめ、しかもこの皇帝の下で、「軍制は全く傭兵隊の手に握られ、市民的諸官職も Artbogast 一派の手に移っていた」という状態であった。アッティラ王に率えられたフランク族がガリアに侵入して来たとき、フランク族が、ローマ貴族 Actius に協力して戦い、勝利をおさめた話有名である。⁽²⁾ また、クロードヴェッヒ王（在位四八二年—五一一年）の父ヒルデリック王（在位四五七—八八一年—四八二年）も、ローマの軍指揮官 Patinus に味方して、ザクセン族や西ゴート族と戦っている。⁽³⁾ もちろん、クロードヴェッヒ王以前には、フランク族全体を支配する統

一的王権は存在しなかったから、ローマ帝国との協力関係といっても、かれらが全体としてそれに従ったのではなかったし、場合によっては、帝国と敵対関係に立って戦うことも少なくなかった。⁽⁴⁾ 結局、かれらの行動は、フランク族内部の小集団および *Hox* とか *dux* と呼ばれるそれら集団の指導者の、その時に応じた利害関係によって決定されたのであって、これは、この時期のゲルマン諸部族に共通に見られる現象であった、と考えてよいであらう。

クロードヴェッヒ王の登場によって、この状況は、少なからず変化したと見られる。『フランク史』の中では、三十年にわたって王位にあったかれの事蹟について、西ローマ帝国支配の残存勢力であったシャグリウス王国の征服、クロードヴェッヒ王自身のカトリック受洗、アレマン、ブルグンドおよび西ゴート諸部族国家に対する覇権の確立、東ローマ皇帝との関係の調整、そしてフランク族内部における対抗勢力の排除など、さまざまなことが述べられているが、⁽⁵⁾ 本稿の問題との関連においてとくに重要なのは、クロードヴェッヒ王のカトリック受洗という事件である。一般には四九八年のクリスマスのこと

(23) 初期フランク王国におけるローマ人貴族

とされているこの事件について、これまでさまざまな論議が展開されて来たけれども、ここでさしあたり問題となるのは、この事件がその後のフランク王国の発展に対して与えた政治的影響という点である。

クロードヴェッヒ王の受洗のいわば前史として、かれとカトリック教会との接近を予想させるいくつかの事柄が、『フランク史』の中で語られている。すなわち、シャグリウス戦争に際して、教会の什器を掠奪した王の部下に対して、教会側の要請に応じて王がその返還を求めたこと⁽⁸⁾、王と敬虔なカトリック信者であったブルグンド王女クロデヒルトとの結婚⁽⁹⁾、病気になって生命が危ぶまれた二人の息子たちの、とくにクロデヒルトの要請によって行なわれた受洗⁽¹⁰⁾、キリストへの帰依のためにかちとられたアレマン族に対する戦争の勝利⁽¹¹⁾などが、それである。しかしながら、王自身の受洗の、したがってまた王とカトリック教会との接近の決定的起因となったのは、かれの受洗の式をとり行なったランスの司教 Remigius との接触であろう。『フランク史』では、クロードヴェッヒ王の受洗との関連においてしか、Remigius については語られていないけれども⁽¹²⁾、かれは、四三八年頃、ガリア

北部の有力なローマ人貴族の家系に生まれ、四五九年、二一歳の若さで、ガリアの地でもっとも由緒のあるランスの司教座に上り、五三三年の死にいたるまで、七〇年余りにわたってこの地位にとどまっていた。しかもかれは、すでにクロードヴェッヒの王位就任の直後から、王に対して、王国支配について懇切な助言を与えていたのであり、すくなくとも王の死にいたるまで、かれは、メロヴィング王国における筆頭の司教だったのである⁽¹³⁾。クロードヴェッヒ王と、この有力なローマ人貴族でありかつランスの司教でもあった Remigius との親密な関係というものは、両者にとって重大な意味を有する。すなわち、王権の側から見れば、ガリア全域に対する統一的支配権の樹立という政治的プログラムの実現にあたって、すでにカトリック信仰が深く根を張り、数の上で圧倒的多数を占めていたところのローマ系住民を有効に支配するためには、Remigius に典型的に見られるように、地域における直接的支配者ともいふべきカトリック教会ないしはその実権を握る高級聖職者の協力が、絶対に必要であった。他方、聖職者の側から見れば、当時のゲルマン諸部族国家における支配層が一般にアリウス派信仰を

奉じていただけに、とくにこのアリウス派信仰への対抗という面から、フランク王権の中に、カトリック教会に対しても有力な支柱を見出そうとしたのであった。しかも、これらカトリック教会の高級聖職者たちは、次節において明らかにされるように、その多くが、ローマ末期以来、ガリアの諸地域において強大な勢力を保持していたセナートル貴族の後裔であり、かれらは、自分たちの社会的、経済的地位を温存するために、このようなカトリック教会の高級聖職者として転生したものと⁽¹⁴⁾いわれている。

クロードヴェッヒ王のカトリック教会に対するこのような姿勢は、かれ以後のメロヴィング朝諸王によっても、基本的に継承されたと考えてよい。『フランク史』の中で、そうした関係は随所に物語られているし、何よりも、セナートル貴族の家系から出た著者グレゴール自身とフランク王権との関係は、その雄弁な証拠である。すなわち、グレゴールと、ノエストリア分国王ヒルペリックおよび王妃フレデグンドとの険悪な対立⁽¹⁵⁾という特殊な関係を別とすれば、ブルグンド分国王グントラムやアウストラシア分国王ジギベルトおよびヒルペルト二世との関

係は極めて親密であり、グレゴールは、これら諸王たちの宮廷に出入りし、外交使節として重用されたのであった。⁽¹⁶⁾また前述の、クロードヴェッヒの事蹟についての物語りはいうまでもなく、敬虔なカトリック信者としての王妃クロデヒルトの事蹟に対する畏敬の念をこめた叙述⁽¹⁷⁾は、フランク王権の偉大な創始者に託した、グレゴールの親王権的な感情の表明とも理解することができるであろう。

ところで、当時のフランク王国全域が一樣な社会構造を示すものではなかったということは、これまでに、多くの研究者によって指摘されているけれども、⁽¹⁸⁾『フランク史』もまた、王国全域を満遍なく叙述の対象にしているわけではない。かれが司教座を占めていたトゥールにおける諸事件がもっとも頻繁に叙述されていることはいうまでもないが、それについて、隣接都市ポアティエやかれの故郷クレルモン、そしてオルレアン、ブルジュ、オートタン、リヨン、ヴィエンヌ、アヴィニヨン、アール、マルセーユ、トゥールーズ、ポルドー、リモージュなどの諸都市における事件が、比較的頻繁に叙述されている。これらの諸都市は、すべてロアール河領域、ア

(25) 初期フランク王国におけるローマ人貴族

キタニアおよびオーベルニュなど、ガリア中部および南部に存在した当時の有力な司教座都市である。他方、ロアル河以北の都市について見ると、パリ、ソアソン、ランス、メッツ、トリエルなどにおける諸事件が比較的頻繁に叙述されているが、これらは、やはり当時の司教座都市ではあったが、同時にまたメロヴィング朝諸分国王の宮廷所在地であるか、あるいはトリエルのようにかつてのローマ皇帝都市なのであって、当時のいわば政治的中心という特殊な地位を占めていた。⁽¹⁹⁾ グレゴールの視線が、これらの諸都市よりさらに北に向けられることは、極めて稀である。こうしたグレゴールの視野と当時のフランク王国の実際の政治的、社会的状況とは、決して無関係ではない。かれの視線が右に挙げたような諸都市、とりわけガリア中部および南部の地域に注がれているのは、かれの関心を向けざるを得ないような政治的、社会的状況がそれらの地域に存在したからである。つまり、それらの地域においては、ローマ系住民が圧倒的多数を占め、したがって、ローマ末期の諸制度、とりわけ都市制度とそれに付随するところの経済や文化の古代的性格というものが、なお色濃く維持されていた。⁽²⁰⁾ そして、本

稿の問題との関連において何よりも重要なのは、これらの地域が、グレゴールの家系に典型的に見られるように、ローマ末期以来強大な勢力を維持して来たところの、ローマ系セナートル貴族のいわば本拠地であった、ということである。⁽²¹⁾ 当然のことながら、以下の考察も、こうした地域性に立脚したものであって、これをフランク王国全域に、とりわけゲルマン系住民が比較的多数を占めるガリア東北部に当てはめては許されない。

(19) 『ラウチヒミナハ』の点々とも強く主張したのは、Dopsch, A., *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung aus der Zeit von Cäsar bis auf Karl den Grossen*, 2 Bde., Wien 1918—1920; 2. Aufl., 1923—1924. p. 88. n. 64. Dannebauer, a. a. O., S. 94 f.; Stroeker, *Der senatorische Adel*, S. 75 ff.; Zöllner, E., *Die politische Stellung der Völker im Frankenreich*, Wien 1950, S. 79 ff.; ders., *Geschichte der Franken bis zur Mitte des sechsten Jahrhunderts*. Auf der Grundlage des Werkes von Ludwig Schmidt, unter Mitwirkung von Joachim Werner, neu bearbeitet von Erich Zöllner, München 1970, S. 13 ff. u. S. 116 ff. を参照。

- (2) HF, II—9.
 (3) HF, II—5, 6, 7.
 (4) HF, II—18, 19.
 (5) HF, II—9.
 (6) HF, II—27 ff.
 (7) Steinen, W. von den, Chlodwigs Übergang zum Christentum. Mitteilungen des Österreichischen Institut für Geschichtsforschung, Erg. Bd. 12. 1932, S. 417 ff.; Neudruck. Darmstadt 1963.; Buchner a. a. O., Einleitung, S. XXXII f.; Zöllner, Geschichte der Franken, S. 57 ff.
 (8) HF, II—27.
 (9) HF, II—28.
 (10) HF, II—29.
 (11) HF, II—30.
 (12) HF, II—31.
 (13) Steinen, a. a. O., S. 431 ff. Strocker, a. a. O., S. 107 ff. u. S. 207 f.
 (14) Strocker, a. a. O., S. 110 f. u. S. 117 f. 増田四郎『前掲書九六頁以下』。
 (15) HF, V—18, 47, 49, VI—46.
 (16) HF, VIII—14, IX—20.
 (17) HF, III—18.
 (18) 増田四郎『Zöllner, Die politische Stellung, S. 24 f. 増田四郎『メロウイング王朝期を中心として』、『一橋論叢』第四二巻第四号、一九五九年、四八頁以下。』
 (19) Ewig, E., Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (511—613), Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften und Literatur Mainz, geistes- u. sozialwissenschaftliche Klasse 9. Wiesbaden 1952. S. 651 ff.; ders., Trier im Merowingereich. Civitas, Stadt, Bistum, Trier 1954, S. 11 ff.
 (20) Buchner, R., Die Provence in merowingischer Zeit. Verfassung—Wirtschaft—Kultur, Stuttgart 1933.; Ewig, E., Das Fortleben römischer Institutionen in Gallien und Germanien, X Congresso internazionale di Scienze Storiche, Rom 1955, Relazioni 6, S. 561 ff.; Dannenbauer, a. a. O., S. 102 f.
 (21) Strocker, a. a. O., S. 1 f. u. S. 114 ff.; Dannenbauer, a. a. O., S. 114 f.; Ewig, Trier im Merowingereich, S. 25.; Sprandel, Der merowingischer Adel, S. 11 f. 一般に『ゲルマン人の侵入以来』カリブ北部に居住していたセナートル貴族の多くが南部に逃れたと考えられているが、『エーヴィンヒに於ける』トリエルの司教および修道院長は、『六世紀においては圧倒的にローマ人であり、七世紀にも若干がやはりローマ人である』(Ewig, a. a. O., S. 25, Anm. 66)° せいじつ『モーゼル地方全般に於

(27) 初期フランク王国におけるローマ人貴族

いても、メロヴィング時代の末期まで、ローマ人貴族層が
存続していたといわれる (Ewig, a. a. O., S. 69)。

三 聖俗諸官職の担い手としてのセナートル貴族

ローマ末期のガリアにおいて、帝国の高位の諸官職を
独占し、また大土地所有者として強大な勢力を誇ってい
たセナートル貴族も、帝国が滅亡し、ゲルマン諸部族国
家の対立抗争の後に、結局この地がフランク王国の支配
に服するにおよんで、ordo senatoris といつかつての帝
国官制上の法的特権を喪失した。しかしながら、かれら
は、フランク王国支配下においても、司教職や comes
職など、聖俗の高位の諸官職を保持し、この地における
唯一の政治的指導層を形成していたのである⁽¹⁾。もちろん、
当時のガリアに在住していたセナートル貴族の総数を正
確に知る手だてはないが、シュトレーカーの研究内容を
数字化した今野国雄氏の考察によれば、史料的に確認し
得るかぎりでの六世紀のガリアにおけるセナートル貴族
の総数一五九人(女性を含む)の中で、聖職者が六九人、
世俗官職保有者が二六人、在野人が九二人であるとい⁽²⁾う。
また、必ずしもセナートル貴族そのものについてでは

ないけれども、この時期の王国南部において、司教や
comes などの聖俗の諸官職が、比較的ゲルマン人の多
い北部とは対照的に、ほとんど、あるいは圧倒的にロー
マ人によって占められていたという事実が、シュトレ
カーをはじめとする諸研究者によって明らかにされてい
る⁽³⁾。

『フランク史』の中でも、セナートル貴族が諸都市の
司教に就任している事例は、いくつか語られている。た
とえば、五一五年に、クレルモンの第一二代の司教
Euthasius が死亡したために、その後継者として当市の
市民が、西ゴート族によってロッドから追放されていた
Quintianus を選んだとき、あの有名な詩人でもあるセナ
ートル貴族 Apollinaris Sidonius の息子 Apollinaris は、
フランク王テウデリックに莫大な贈り物をして、自分が
司教職に就くことを実現し⁽⁴⁾、五二二年には、リモージュ
出身のセナートル貴族大 Ruricius の息子 Ommatius は、
クロドメール王の命令でトゥールの司教座に登り⁽⁵⁾、五五
六年には、人びとが Eutromius をトゥールの司教として
クロタール一世に推薦して、かれがラングルの司教
Gregorius (『フランク史』の著者の曾祖父) の孫である

と述べたとき、王は、Prima haec est et magna gene-
ratio と答えてかれを司教に任命し⁽⁹⁾、五八二年には、セ
ナートル貴族でありナントの司教であった Felix が死亡
したとき、王の命によって、かれの従兄弟 Nonnichius
が後継者とされている⁽⁷⁾。また、グレゴールによって述べ
られているトゥールの歴代一九人の司教のうち、かれ自
身を含めて七人が、セナートル貴族の家系の出身である⁽⁸⁾。
しかし、セナートル貴族の高級聖職者としての活躍の事
例は、グレゴールの一族の中に、もっとも典型的に見ら
れるであろう。かれ自身は、五三八年ないし五三九年、
オーベルニュ地方のクレルモンにおいて、セナートル貴
族の家柄に生まれ、五七三年、当時アウストラシア分国
王ジギベルトの支配下にあったトゥールの司教に就任し、
その後この都市が、諸分国勢力の複雑な影響下において、
かれの立場も微妙なものがあつたが、五九四年ないしは
五九五年の死にいたるまでかれは終始この職にあり、と
くにブルグンド分国王グントラムやアウストラシア分国
王ヒルデベルト二世に親任されていた。かれ自身が述べ
ているところでは、一七七年にリヨンで殉教したガリア
の有力な貴族 Vettius Epagathus はかれの祖先であり⁽¹⁰⁾、

その子孫には、三世紀の中期にセナートル貴族の第一人
者としてキリスト教に帰依したブルジュの Leocadius
がいる⁽¹¹⁾。かれの父 Florentius については詳細は不明で
あるが、オーベルニュのセナートル貴族であり、その兄
弟、つまりグレゴールの伯父 Gallus は、五二五年から
五五一年にかけてクレルモンの司教であり、グレゴール
は、父の早世後この伯父の許で教育を受けている。そし
て父方の祖父 Georgius もオーベルニュのセナートル貴
族であり、その妻 Leocadia は、前記ブルジュのセナ
ートル貴族 Leocadius の後裔なのである⁽¹²⁾。母方の家系は、
さらに多くの高級聖職者を輩出している。かれの祖父母
については不明であるが、祖父方の大伯父 Tethius は、
五三九／四〇年から五七二／七三年にかけてラングルの
司教であり、その父、つまりグレゴールの曾祖父 Grego-
rius は、五世紀の中期に生まれ、若年にしてオートタンの
comes となり、四〇年にわたってブルグンド王国諸王の
下でその職を維持し、五〇六／七年にラングルの司教と
なった。そしてかれの司教区がブルグンド王国からフラ
ンク王国の支配下に移ってからも、その高位を維持して
いる⁽¹³⁾。祖母方の大祖父 Nicetus は、五五二年から五七

(29) 初期フランク王国におけるローマ人貴族

三年の死にいたるまでリヨンの司教であり、もう一人の大叔父 Gundulfus は、最初アウストラシア分国王ヒルデベルト二世の domesticus となり、その後同王の dux となったが、かれの軍指揮官としての活躍の模様は、『フランク史』の中でも物語られている。そして曾祖父 Florentius は、六世紀の初頭におけるジュネーブのセナートル貴族であり、かれは、五一三年ごろ、ブルグンド王の同意を得て同市の司教になるはずであったが、妻 Artemia の懇請でそれを辞退したという。⁽¹⁴⁾ なお、グレゴールの兄 Petrus は、ラングルの教会の Diakon であったが、五七四年頃、セナートル貴族 Silvester の息子によって私怨のために殺害されている。⁽¹⁵⁾

つぎに、セナートル貴族による世俗官職、とりわけ comes 職の保持という点について考察してみたい。ここでも、グレゴールの故郷であり、Apollinaris や Gallus のような有名な司教を輩出し、ローマ末期以来、ガリアのセナートル貴族のいわば本拠地であったオーベルニュ地方をとり上げることとする。この地方にフランクの制度としての comes が登揚するのは、五二五年頃のセナートル貴族 Hortensius が最初であり、かれの息子 Evo-

dus が五三三年以後にその官職を継ぎ、後にかれはジャヴォールの司教となり、その息子たちの中で、Salustius が五五五年から五六〇年の間にやはりオーベルニュの comes となり、Euphrasius は、五七一年にクレルモンの司教職を手に入れようとして失敗した。⁽¹⁶⁾ そして、前記の comes Hortensius のとき、オーベルニュに大動乱が起こる。すなわち五三一年、テウデリック一世（在位五三一年—五三三年）が兄弟クロタール一世（在位五三一年—五六一一年）と共に、チューリッゲン族に対して出兵したとき、テウデリック一世が死亡したという噂がオーベルニュに広まり、Apollinaris Sidonius の家系に属するセナートル貴族 Arcadius の指導の下に、この地方をヒルベルト一世（在位五三一年—五五八年）の支配下に組み入れようとする運動が起こった。しかしこの反乱も、翌年テウデリック一世の軍隊によって鎮圧されてしまった。兵士たちによってその地方では掠奪が行なわれ、貴族のブルグは破壊され、首謀者 Arcadius はヒルベルト王支配下のブルジュに逃れ、かれの母 Placidiana および父の姉妹 Alcina はカオールで捕えられて所領を没収され、追放の刑に処せられた。テウデリック王は、

在地の貴族層出身の comes Hortensius と解任し、オーベルニュの行政をフランク人の dux Sigwald および comes Becco に委ねたが、間もなくテウデベルト一世（在位五三四年——五四八年）が王位に就くにおよんで、Hortensius は再度 comes の職に復し、⁽¹⁷⁾ ちに息子 Evodius がその職を継いだわけである。

その後この地方の comes として、やはりセナートル貴族の家系出身とされる Georgius Britanus およびその女婿 Firminus の名が挙げられる。Firminus は、五五五年頃、クロタール一世がオーベルニュの支配権を獲得したときに、クレルモンに在住した comes として述べられているが、かれは、やはり当時クレルモンにあったクロタール王の息子クラムと対立し、結局 comes の職を解かれて姑と共に捕えられ、財産を没収された。かれに代って、前記 Hortensius の孫 Salustius が comes となったが、五六〇年、クラムが自分の父との戦いで倒れたあと、Firminus は再び comes の職に復帰し、ジギベルト王（在位五六一年——五七五年）の統治下で、すくなくとも五七二年までその職を保持した。五六八年にかれは、ジギベルト王の命令でクレルモンの人たちを率

えてグントラム王領のアルルを攻撃し、また五七一年には、ジギベルト王の使節として、フランク人 Warnar と共に、コンスタンティノーブルのユスティニアヌス帝の許に派遣されている。⁽¹⁸⁾ そのあとを継いで comes としてオーベルニュの行政を委ねられたのは、やはり在地のセナートル貴族 Nicetius で、かれの妻 Eusthenia はダレゴールの姪であった。五八五年、かれは Eulalius の策謀によって comes の職を失なったが、ヒルデベルト二世に贈り物をして、クレルモン、ロードおよびユゼーの領域の dux 職を獲得し、同年、グントラム王の西ゴート遠征にも参加している。さらに五八七年、かれは、ヒルデベルト二世によって、patricius という称号の下にプロヴァンスの総督の地位を与えられている。⁽²⁰⁾

このように、メロヴィング時代⁽²⁰⁾のオーベルニュにおいては、comes をはじめとする世俗諸官職は、若干の例外を除いて、在地の有力者層、とりわけセナートル貴族の手に握られていた。これはひとりオーベルニュだけにどまるものではない。類似の事情が他の地域にも存在していたことは、たとえば、ソヌ・ローヌ河流域のブルグランドについて、⁽²¹⁾ そしてフランク王国のいわば地中海へ

(31) 初期フランク王国におけるローマ人貴族

の出口としての位置を占め、ローマ末期の世界との結びつきがとくに強く、したがってその諸制度が長期にわたって維持されていたところのプロヴァンスについて、諸研究者によって明らかにされている。しかも、そうした世俗官職や聖職の担い手であるセナートル貴族の租先は、グレゴールの家系の例から明らかのように、ローマ末期にまで遡る。このことは、グレゴールと並んで当時の有力な家柄、すなわち、Ruricius' Avitus' Apollinaris' Magnus' Ennodius について、シネトレーカーが作成した系図の中に、明白に示されている。⁽²³⁾そして、これらの同族的結合の強烈さは、『フランク史』の叙述の中からも、充分にうかがい知ることができるのである。

なお、必ずしもセナートル貴族ではないけれども、多数のローマ人有力者が、referendarius' domesticus' major domus などとして、国王の宮廷で活躍した。グントラム王の referendarius である Flavius や Licierius' Hildesbent 二世の referendarius である Gallomagnus' 同王の domesticus である Flavianus' major domus の Florentianus' dux の Gundulfus 等⁽²⁴⁾は、これらローマ人であるといわれている。また、六世紀後半のメロヴィ

ング王国における優れた軍指揮官は、ローマ人であったといわれ、ヒルベリック王の dux である Desiderius' ジギベルト王の dux である Lupus' グントラム王の下で patricius であった Mummolus など有力なローマ人の活躍は、『フランク史』の中でもとくに生き生きと描かれているのである。⁽²⁵⁾

(1) Stroeker, a. a. O., S. 110 n.117.; Sprandel, a. a. O., S. 11 f.

(2) 今野国雄、前掲論文三頁。シネトレーカーは、三世紀末から八世紀初頭にわたる時期におけるガリアの、史料的に確認し得るかぎりでの総数四一人のセナートル貴族について、経歴を明らかにした (Stroeker, a. a. O., Prosopographie, S. 137—227)。今野氏が作成した表によれば、六世紀にはとくに聖職者の増加が顕著である。なお、J. Sundwall の推計によれば、四世紀末葉のガリアには、約六〇〇乃至八〇〇のセナートル貴族がいたといわれている (増田四郎『西洋封建社会成立期の研究』八八頁参照)。

(3) Kurth, G., De la nationalité des comtes francs au VI siècle, Etudes Françaises 1, S. 169ff.; Buchner, Die Provence, S. 91 ff. n. 101 f.; Stroeker, a. a. O., S. 110 f.

(4) HF, III—2.

- (5) HF, III—17.
 (6) HF, IV—15.
 (7) HF, VI—15.
 (8) HF, X—31.
 (9) Stroeker, a. a. O., S. 127 f. u. Prosop.: Georgius Florentius Gregorius (Nr. 183); Buchner, Zehn Bücher Geschichten, Bd. 1, Einleitung, S. VIII f.
 (9) HF, I—29, Stroeker, a. a. O., S. 112.
 (11) HF, I—31, Stroeker, a. a. O., S. 112.
 (12) Stroeker, a. a. O., S. 113 u. Prosop.: Florentius (Nr. 163), Gallus (Nr. 171), Georgius (Nr. 175), Leocadia (Nr. 214).
 (12) Stroeker, a. a. O., S. 113 u. Prosop.: Tetricus (Nr. 385), Gregorius (Nr. 182).
 (14) Stroeker, a. a. O., S. 113 u. Prosop.: Nicoletus (Nr. 259), Gundulfus (Nr. 184), Florentius (Nr. 161), Artemia (Nr. 36).
 (12) HF V—5, Stroeker, a. a. O., Prosop.: Petrus (Nr. 299).
 (12) HF, IV—13, 35; Stroeker, a. a. O., S. 119 u. Prosop.: Hortensius (Nr. 197), Evodius (Nr. 139), Sallustius (Nr. 340), Euphrasius (Nr. 129).
 (14) HF, III—9, 12; Stroeker, a. a. O., S. 119 f. u. Prosop.: Arcadius (Nr. 29), Placidina (Nr. 306), Al-
 cima (Nr. 13).
 (20) Stroeker, a. a. O., S. 120 u. Prosop.: Georgius (Nr. 176), Britannus (Nr. 73), Firminus (Nr. 158).
 (21) HF, IV—13, 30, 35, 39, 40; Stroeker, a. a. O., S. 120.
 (22) HF, VIII—18, 30, 43, IX—22; Stroeker, a. a. O., S. 120 u. Prosop.: Nicoletus (Nr. 260), Eusthenia (Nr. 134).
 (21) Stroeker, a. a. O., 121 f.
 (23) Stroeker, a. a. O., 122 f.; Buchner, Die Provence, S. 15 ff. u. 91 ff.
 (23) Stroeker, a. a. O., Stammbäume spätrömischer Senatorengeschlechter in Gallien.
 (14) Flavius: HF, V—45; Licinius: HF, VIII—39; Gal-
 lomagnus: HF IX—38; Flavianus: HF IX—19, X—
 5, 15; Florentianus: HF, IX—30; Gundulfus: HF, VI
 —11, 26. Vgl., Stroeker, a. a. O., S. 123.
 (25) Desiderius: HF, V—13, 39, VI—12, 31, VII—9,
 10, 27, 28, 34, 43, VIII—27, 45, X—8; Lupus: HF,
 IV—46, VI—4, 9, 11, 14; Mummolus: HF, IV—42~
 45, V—13, VI—24, 26, VII—10, 27, 31, 34, 36, 38~
 40. Vgl., Stroeker, a. a. O., S. 123 f.

四 大和記に於ては、その一般の性格

総じて初期フランク王国の貴族について、その地位がもっぱら王権によって保証され、したがって、王権に対して従属的な地位しか持ち得ないところの官職貴族(Amtsadel)なしは勤務貴族(Dienstadel)か、それとも、自己の領地と領民に対する支配権という固有の権力基盤を持ち、王権に対して高度の自立性を持つところの出生貴族(Geburtsadel)なのかという問題は、長い間にわたって論争の焦点であった⁽¹⁾。ローマ系セナートル貴族の問題を中心とする本稿のこれまでの考察の範囲でも、たとえば聖職者たる司教の就任が、たとえ当該地域の教会員による選出ということが前提であったにせよ、それに対して王権が介入する事例はしばしば見られるし、一般にむしろ王の同意というものは、不可欠の要件であったとさえ思われる。また、オーベルニュ地方の事例からも明らかのように、comtesなどの世俗諸官職の場合には、王権の介入の度合はさらに大きく、その任命はもっぱら王権によって行なわれていたように見える。しかもそうした官職に就任したセナートル貴族たちが、王によってしばしばその職を解任されることはもちろん、逮捕、拘禁、追放あるいは所領の没収なども行なわれている。こ

うして見るかぎり、セナートル貴族の地位というものも、王の恣意によって左右されるかなり不安定なものであったような印象を受けがちであるけれども、果してかれらが、勤務貴族あるいは官職貴族といわれるような、王権に対して従属的な地位しか持ち得なかったのであろうか。六世紀におけるセナートル貴族の性格に関する考察が、本節の課題である。

1、グレゴールが『フランク史』の中でセナートル貴族について語るとき、かれがもっとも強調しているのは、その家柄の高貴さという点である⁽²⁾。そしてさらに特徴的なことであるが、グレゴールの場合には、nobilitasあるいは nobilissimi という表現は、もっぱらセナートル貴族と王族だけに対して用いられているのであって、フランク人貴族に対しては、別の表現が使われているのである⁽³⁾。われわれはこれを、かれ自身を含むところのセナートル貴族が王族と同等であるという、かれの強烈な身分意識の反映として理解することができるであろう。しかもそれは、たんに意識だけの問題ではない。実際に、グレゴールをはじめとするガリアの有力なセナートル貴族の家系は、すでに前節で述べたように、ローマ末期にまで遡

る。そしてこうした身分意識を媒介としながら、かれらの一族は、堅固な同族団の結合を維持していたのであった。今野氏が作成した表に示されているように、六世紀におけるガリアのセナートル貴族の総数一五九名の中、九二名が聖職にも世俗官職にも就かない在野人であるという事実は、官職とは別個に、家柄そのものが重要な意味を有していたことの証拠といえるであろう。また、Iours の司教となった Eufronius の事例が示すように、司教の選任にあたって、セナートル貴族としての高貴な家柄というものが決定的な意味を持っていたのである。⁽⁴⁾

2、もしもセナートルというものが、たんに家柄に対する尊称を意味するだけではなく、それがなんらかの實質的な権力の基盤を有していたとすれば、当然のことながら、所領というものが問題となる。ガリア、とりわけローマ系住民が多数を占めていたその中部および南部において、ローマ末期以来大土地所有が存続していたという見解は、諸研究者によってほとんど異論なく受け容れられている。⁽⁵⁾しかし、その具体的形態という点については、必ずしも明らかではない。『フランク史』では、所領を示唆するものとして、*res, facultas, possessio,*

donus, villa などさまざまな表現が用いられているけれども、これらの用語が、果して所領を意味しているのか、あるいはむしろ財産一般を意味するものなのか、必ずしも明らかではない場合が多い。一般に、この時代のいわゆるグルントヘルシャフトについて、人的支配 (*Leiherrschaft*) という側面が強調されるゲルマン的なものと、物的支配 (*Sachherrschaft*) という側面が強調されるローマ的なものとが区別されており、またイルズグラーは、フランク人貴族とローマ人貴族の権力基盤の相異として、前者については自己の領地と領民に対する支配、後者についてはそれに加えてブルグの所有ということとを、それぞれの特徴として主張している。⁽⁶⁾ いずれにしても、われわれとしては、この六世紀という時代について、あの古典的な意味でのグルントヘルシャフトの存在を立証することは、史料的に不可能である。しかしながら、所領の構造がどうであれ、『フランク史』という限られた史料だけからでも、セナートル貴族が、一般住民大衆をはるかに抜きんじた莫大な富を有していたということは明白であり、その富の主たる源泉は、土地、つまり所領を除いては考えられない。⁽⁷⁾ また、奴隸を含む多数

の隷属民についても、『フランク史』の中でしばしば述べられている。しかも、そうしたセナートル貴族の富や所領は、官職の保有によってさらに増大することは当然であるが、それとは別個の世襲的所領の存在を認めないわけにはいかない。すなわち、オーベルニュ地方のセナートル貴族に関するさきの考察から明らかにされたような、かれらの在地的性格や、あの官職を持たない在野のセナートル貴族の社会経済的基盤というものは、かれらが本来世襲的な所領を有していたということを前提としなければ説明不可能であろう。また、必ずしもセナートル貴族に関するものではないけれども、『フランク史』の中に収められている五八七年の「アンドロー協約」は、かれらを含めた貴族たちの世襲的所領の存在を、はっきりと立証しているのである。⁽⁸⁾

3、セナートル貴族が聖俗諸官職に就任する場合に王権が介入するという、さきに指摘した事実は、文字通り王権に対するかれらの従属性ということの意味するものであろうか。司教の場合であれ、また comes の場合であれ、その地位の世襲化ということは、たしかに原則ないしは建前としては行なわれていない。しかし、グレゴ

ルの家系の場合でも、オーベルニュの貴族たちの場合でも明らかのように、実際には、それらの地位が息子あるいは一族のものによって受け継がれている事例は、非常に多い。もちろん、例外はある。王領地の奴隷の子として生まれながら、その才覚が認められて、ヒルペリック一世の下でトゥールの comes に任命され、その結果グレゴールと対立することになった Leudast の場合がそれである。グレゴールが明らかに侮蔑の念をこめて物語っている「成上り者」としてのこの Leudast の地位は、もっぱら王権に依存したものである。しかしながら一般的にいえば、セナートル貴族は、司教や comes などの諸官職を与えられることによって、はじめてかれらの貴族としての地位が保証されたのではなくて、もともとかれらが、貴族としての固有の基盤を有していたがために、王権に対してそれを要求することができた。⁽¹⁰⁾ それら諸官職への就任が、セナートル貴族の栄誉と富をさらに一段と増大させたことは、いうまでもない。そして、前記五三一年におけるオーベルニュ地方の反乱のように、官職の解任、逮捕、拘禁、追放あるいは所領の没収などという、一見王の恣意によってセナートル貴族が一方的

に圧迫されていると思われる事件についても、子細に考察して見ると、こうした事件には、必ずといってよいほど、分国諸王間の対立抗争という政治状況が付随しているのであって、遡にいえば、セナートル貴族たちは、自分の利害関係に依じて去就を決定するという、いわばフリーハンドを有していたと見るべきであろう。五八二年から五八五年にかけて、ガリアに大規模な動乱を捲き起こしたグンドヴァルドの王位篡奪事件をめぐるガリアの貴族たちの動きも、同じような意味において理解できるのではないだろうか。⁽¹¹⁾ すなわち、これらの事件に見られるものは、王権の側から一方的に貴族に対して加えられた圧迫ではなくて、むしろ王権と貴族との対決であった、と考えられる。

六世紀におけるセナートル貴族の自立性を強調するからといって、もちろん筆者は、これと七世紀以後の状況とを同一視しようとしているのではない。たしかに、六世紀末葉までのメロヴィング朝諸王の政策の中には、ノエストリア分国王ヒルベリック一世、ブルグンド分国王グントラム、アウストラシア分国王妃ブルンヒルトなど

に共通して見られるように、ローマ志向型の一種の絶対主義的傾向がうかがえるし、そのような方向を支持したのは、だれよりもローマ的伝統の担い手としての強烈な自負心を抱いて王権の政策決定に影響を与えていたセナートル貴族たちであった。⁽¹²⁾ こうした方向は、政治過程の問題としていえば、六一三年、アウストラシア貴族の協力の下に行なわれたクロタール二世の王国統一という象徴的な事件によって終止符が打たれたと考えられるが、他方セナートル貴族もまた、かれらの多くが若年時に聖職に入り、その独身主義のために家系の断絶をもたらすという傾向が顕著となって、かれらの勢力も相対的に低下し、やがて七世紀以後、王国貴族としての指導的地位を、フランク人貴族に譲ることとなる。⁽¹³⁾ いずれにしても、六世紀という時代は、ローマ的なものとゲルマン的なものがさまざまな形で混在していた極めて流動的な時代であって、とりわけこの時代のセナートル貴族には、その意識から見ても、あるいは社会的基盤から見ても、ローマ的なものとのつながりが、なお色濃く残存していた。コンパクトな土地支配を貫徹した厳密な意味での土地領主的存在としての貴族を、真に中世的な貴族として理解

するのであれば、その成立をどの時代に求めるかについては論議がわかれるとしても、多少ともその萌芽が見られるのは、どう考えて見ても七世紀以前のことはないであろう。すくなくとも、六世紀のセナートル貴族というもの、右のような意味での中世的貴族の系列において理解することは許されない。ただ筆者としては、セナートル貴族を六世紀という転換期における貴族の一類型としてとらえ、かれらの地位が、王権の側から一方的に発せられるいわゆる官職の原理のみによって支えられていたのではない、としようことを指摘したまでである。

(1) Irsigler, a. a. O., S. 39 ff. 石川操、前掲論文一頁以下を参照。

(2) HF, I—31: *Leocadium queudam et primum Galliarum senatorem, qui de stirpe Vecti Epagati fuit;* I—47: *Unisco nos nobilissimi Arvernorum habuere parentes;* ~; II—2: *Sidonius ~, praedives opibus ac secundum saeculi dignitatem nobilitate senatoria florens et, ~; II—21: vir secundum saeculi dignitatem et de primis Galliarum senatoribus;* ~; II—37: *et primi qui erant ex senatoribus corruerunt;* VI—39: (*Sulpicius*) *Est enim vir valde nobiles et de primis senatoribus Galliarum.*

(3) グレゴールがこの表現を王族に対して用いているのは、フランク王クロギオ(HF, II—9)と東ゴット王テオデリッハンの娘(HF, III—31)について述べたところである。Vgl. Irsigler, a. a. O. S. 88 f. u. S. 108 f.

(4) HF, IV—15: *Euphronius* をマールの司教に選任するに当たって、マロマーニ一世が述べたと思われる *Prima haec est et magna generatio.* という言葉の解釈の問題である。Vgl. Strocker, a. a. O., S. 117.; Claude, D., *Die Bestellung der Bischöfe im merovingischen Reich*, ZSRG, Kan. Abt. Bd. 49, 1963, S. 36.; Irsigler, a. a. O., S. 87.

(5) Dopsch, *Grundlagen*, II², 224 ff., 328 ff.; Dannenbauer, a. a. O., S. 113 ff.; Strocker, a. a. O., S. 110 f. u. S. 116 f.; Sprandel, a. a. O., S. 11.; Bergengruen, A., *Adel und Grundherrschaft im Merowingereich. Siedlungs- und sozialgeschichtliche Studie zu den Anfängen des fränkischen Adels in Nordfrankreich und Belgien*, VSWG, Beiheft 41, Wiesbaden 1958, S. 38 f.; Irsigler, a. a. O., S. 223 f.

(6) Irsigler, a. a. O., S. 232 f.

(7) たとえば、ブルグンド地方に大飢饉が起こって住民が悲惨な状況におかれたとき、Sidonius の一族のセナトール貴族 Ecdicus が、四〇〇〇人以上の男女を自邸に集めて給養した話(HF, II—24)や、マールの前任者と

- しプロテューールの司教となつた Volusianus' Ommatus' Francilio についての叙及(HF, X—31)°。又プロ Ommatus についての Ommatus de senatoribus civibusque Arvernus, valde dives in praediis. 又 Francilio についての Fuernntque ambo divites valde in agris, quos maxime sancti Martini basilicae contuerunt, reliqueruntque quaedam et proximis suis. についての叙及は、明かかに所領を意味するものと考えられる。
- (8) HF, IX—20. この点については、石川操、前掲論文一八頁以下を参照。
- (9) HF, V—48.
- (10) たとえば、五一五年、Apollinaris Sidonius の息子

- Apollinaris が、テオデリック王に莫大な贈り物をして、自分がプロテューールの司教となつたことを実現した話(HF, III—2)° vgl. Strocker, a. a. O., S. 117.; Irsigler, a. a. O., S. 113 u. S. 124 ff.
- (11) HF, VI—24~VII—40. vgl. Irsigler, S. 115. なおこの問題については、徳田直宏「Gunthramnus の統一政策と聖俗両貴族権力」『名古屋大学研究論集』第五〇巻、一九七〇年、九三頁以下において、詳しく論じられている。
- (12) Strocker, a. a. O. S. 124 ff.
- (13) Strocker, a. a. O., S. 135 f.
- (青山学院大学助教授)